第二十条の十五の見出しを「（特定信頼性向上設備等の特別償却）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第四十四条の五第二項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第四十四条の五第二項に規定する基幹放送事業者に該当する法人が提出した放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画で同項の規定による総務大臣の確認を受けたもの（同条第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）に記載された法第四十四条の五第二項に規定する基幹放送設備又は特定地上基幹放送局等設備

二　法第四十四条の五第二項に規定する基幹放送局提供事業者に該当する法人が提出した放送法施行規則第百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画で同項の規定による総務大臣の確認を受けたもの（同条第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）に記載された法第四十四条の五第二項に規定する基幹放送局設備

第二十条の十六第五項中「第二十八条の九第十九項」を「第二十八条の九第二十一項」に、「第二十八条の九第十三項」を「第二十八条の九第十四項」に、「策定した」を「策定し、又は作成した」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二十八条の九第十五項」を「第二十八条の九第十六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄」を「施行令第二十八条の九第七項第一号ロ及び法第四十五条第一項の表の第四号の第三欄」に、「定めるもの」を「定める器具及び備品」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　施行令第二十八条の九第十二項に規定する財務省令で定めるものは、奄美群島振興開発特別措置法施行規則第三条第三号及び第四号に掲げる事項とする。

第二十条の十六第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第二十八条の九第七項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

第二十条の十七中「第二十九条第四項から第七項まで」を「第二十九条第二項から第五項まで」に改める。

第二十条の二十一第一項中「第二十九条の五第六項第一号」を「第二十九条の五第七項第一号」に改め、同条第四項中「第二十九条の五第八項」を「第二十九条の五第九項」に改め、同項第二号イ中「確認済証」の下に「の写し」を加え、同項第三号中「第四十七条の二第三項第三号」を「第四十七条の二第三項第四号」に、「第二十九条の五第六項第二号」を「第二十九条の五第七項第二号」に改め、同号イ中「確認済証」の下に「の写し」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第四十七条の二第三項第三号に掲げる建築物及び構築物　次に掲げる書類（建築基準法第八十八条第一項又は第二項の政令で指定する工作物に該当しない構築物にあつては、ロに掲げる書類）

イ　当該建築物又は構築物に係る確認済証の写し及び検査済証の写し

ロ　第三項に規定する経済産業大臣の証する書類

第二十条の二十一第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十九条の五第六項第二号」を「第二十九条の五第七項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第二十九条の五第五項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、経済産業大臣の当該建築物又は構築物が同項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備されるもので同項に規定する法人が取得するものである旨を証する書類により証明がされたものとする。

第二十一条第三項中「当該法人の」を「その」に、「第五十五条第二項第二号」を「第五十五条第二項第一号」に、「に対する同号に規定する投融資等」を「（同項第二号に規定する他の法人を含む。）に対する同項第二号に規定する投融資等（以下この項において「投融資等」という。）」に改め、「及び第六項」及び「又は債権」を削り、同条第四項中「又は債権」を削り、「若しくは法第五十五条第二項第六号ハに規定する資源開発法人又は当該債権を取得する内国法人」を「又は法第五十五条第二項第一号の資源開発事業法人若しくは同項第二号の資源開発投資法人」に、「同号に規定する」を「当該」に、「当該資源開発法人」を「当該資源開発事業法人又は資源開発投資法人」に改め、「（第六項において「資源」という。）」を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「第四項から前項まで」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項第四号中「及び同項に規定する特定株式等の種類」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第三十二条の二第十六項」を「第三十二条の二第九項」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

（新事業開拓事業者投資損失準備金）

第二十一条の二　施行令第三十二条の三第三項に規定する財務省令で定める金額は、法第五十五条の二第一項に規定する計画の認定に係る申請書に添付された経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）第十条第二項第九号に掲げる書類に記載された法第五十五条の二第一項に規定する法人により出資される資金の額とする。

2　法第五十五条の二第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する認定特定新事業開拓投資事業計画に記載された経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第十条第三項に規定する特定新事業開拓投資事業計画の実施期間（当該認定特定新事業開拓投資事業計画につき法第五十五条の二第一項に規定する変更の認定があつたときは、同令第十二条第四項に規定する特定新事業開拓投資事業計画の実施期間）とする。

3　法第五十五条の二第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五十五条の二第四項の規定の適用を受けようとする法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二　法第五十五条の二第四項に規定する分割承継法人等（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　法第五十五条の二第四項に規定する適格分割等（第五項において「適格分割等」という。）の年月日

四　法第五十五条の二第四項に規定する投資事業有限責任組合の名称

五　法第五十五条の二第四項の新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額及びその積み立てた金額の計算に関する明細

六　その他参考となるべき事項

4　施行令第三十二条の三第五項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する事業年度終了の日における法第五十五条の二第一項に規定する法人が締結している同項の規定の適用に係る同項に規定する投資事業有限責任組合（以下この項及び次項において「投資事業有限責任組合」という。）に係る同条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（次項において「投資事業有限責任組合契約」という。）の契約書の写し、同条第一項に規定する適用事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の同条第一項に規定する計算期間（当該適用事業年度終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の同項に規定する計算期間（以下この項及び次項において「計算期間」という。）がない場合には、当該適用事業年度終了の日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間。以下この項において「適用事業年度直前計算期間」という。）に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六十六条第一項の規定による報告書（当該報告書に添付された書類を含む。次項において「実施状況報告書等」という。）の写し及び当該投資事業有限責任組合の次に掲げる事項を記載した書類とする。